

令和7年12月23日
消防庁

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募

消防庁は、消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等について、令和7年12月24日（水）から令和8年1月27日（火）までの間、意見を公募します。

1 改正内容

本改正では、「環境に配慮した消火設備の設置基準に関する検討結果報告書」を踏まえ、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）について所要の規定の整備を行い、その細目を新たに消防庁告示で規定するほか、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式等について、所要の改正を行うこととしています。

なお、概要については、別紙2を御覧ください。

2 意見公募対象及び意見公募要領

- 意見公募対象（別紙3、4、5、6、7参照）
 - ・消防法施行規則の一部を改正する省令（案）
 - ・駐車の用に供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものの性能等を定める件（案）
 - ・消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）
 - ・消防用設備等試験結果報告書の様式の一部を改正する件（案）
 - ・消防法施行規則第四十四条の二第二項第二号及び別記様式第九号備考三の規定に基づく自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項の一部を改正する件（案）
- 意見公募要領の詳細については、別紙1を御覧ください。

3 意見公募の期限

令和8年1月27日（火）（必着）（郵送についても、締切日に必着とします。）

4 規制の事前評価

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）及び駐車の用に供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものの性能等を定める件（案）については、意見募集に先立ち、総務省において規制の事前評価を実施しております（別紙8参照）。

5 今後の予定

意見公募の結果を踏まえ、当該省令等を公布する予定です。



（事務連絡先）

消防庁予防課 服部補佐、松下

TEL 03-5253-7523（直通）

E-mail:yobo_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。

意見公募要領

1 意見公募対象

- ・消防法施行規則の一部を改正する省令（案）
- ・駐車の用に供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものの性能等を定める件（案）
- ・消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）
- ・消防用設備等試験結果報告書の様式の一部を改正する件（案）
- ・消防法施行規則第四十四条の二第二項第二号及び別記様式第九号備考三の規定に基づく自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項の一部を改正する件（案）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

本改正は、「環境に配慮した消火設備の設置基準に関する検討結果報告書」を踏まえ、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）について所要の規定の整備を行い、その細目を新たに消防庁告示で規定するほか、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式等について、所要の改正を行うものです。

3 資料入手方法

準備が整い次第 e-Gov (<https://www.e-Gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（1）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提

出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス : yobo_atmark_soumu.go.jp

総務省消防庁予防課 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁予防課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類 : CD - R、CD - RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式 : テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号 : 03-5253-7533

総務省消防庁予防課 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和7年12月24日（水）から令和8年1月27日（火）まで（必着）

※郵送についても、締切日に必着とします。

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、e-Gov及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁予防課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わなことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることができますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省消防庁予防課

担当：服部、松下

電話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

電子メールアドレス：yobo_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

別紙 1

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@（半角に修正してください）に直してください。

意 見 書

令和 年 月 日

総務省消防庁

予防課 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所 (所在地)

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体名等) (注 1)

電話番号

電子メールアドレス

「消防法施行規則の一部を改正する省令（案）」等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注 1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙 1

別紙様式

該当箇所	御意見

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等について

消防庁予防課

1. 改正概要

駐車場に設置される泡消火設備は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）において製造及び輸入を原則禁止にする等の規制が課されているPFOS等を含有する泡消火薬剤（水成膜泡消火薬剤）の主な設置先となっており、必要な消火性能を確保しつつ、PFOS等を含有しない他の泡消火薬剤への切り替えを行っていく必要がある。

本改正においては、「環境に配慮した消火設備の設置基準に関する検討結果報告書」を踏まえ、駐車の用に供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものとして、一定の性能を有するものにあっては、性能に応じた放射量とすることができるようするため、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）について所要の規定の整備を行うとともに、その細目を新たに消防庁告示で規定することとする。

その他、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式等について、所要の改正を行う。

2. 改正内容

第一 消防法施行規則の一部を改正する省令（案）

駐車の用に供される部分に設ける泡消火設備について、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものとして、消防庁長官が定める性能を有するものについては、放射量を消防庁長官が定める数量の割合で計算した量とすることができるよう規定の整備を行う。【規則第18条関係】

第二 駐車の用に供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものの性能等を定める件（案）

第一の規則の改正に伴い、駐車の用に供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものの性能及び放射する泡水溶液の数量の割合の基準について、新たに消防庁告示で規定する。

第三 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）

- (1) 第一の規則の改正等を踏まえ、泡消火設備及び特定駐車場用泡消火設備の点検票について規定の整備を行う。【点検告示別記様式第5及び第36関係】
- (2) 動力消防ポンプ規格省令において、内燃機関を原動力に用いるものに加えて、電動機（モーター）を原動力に用いるもの（内燃機関及び電動機を併せて用いるものを含む。）が規定されたことを踏まえ、動力消防ポンプ設備の点検の基準及び点検票について規定の整備を行う。【点検告示別表第10及び別記様式第10関係】

第四 消防用設備等試験結果報告書の様式の一部を改正する件（案）

第一の規則の改正等を踏まえ、泡消火設備及び特定駐車場用泡消火設備の試験結果報告書の様式について規定の整備を行う。【試験告示別記様式第5及び第38関係】

第五 消防法施行規則第四十四条の二第二項第二号及び別記様式第九号備考三の規定に基づく自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項の一部を改正する件（案）

動力消防ポンプ規格省令において、内燃機関を原動力に用いるものに加えて、電動機（モーター）を原動力に用いるもの（内燃機関及び電動機を併せて用いるものを含む。）が規定されたことを踏まえ、自主表示告示で定める様式について規定の整備を行う。【自主表示告示様式1関係】

3. 施行期日

公布の日

4. スケジュール

【パブリックコメント】令和7年12月24日（水）から令和8年1月27日（火）まで（35日間）

【公 布】令和8年3月頃（予定）

○ 総務省令第 号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十五条第一号の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年 月 日

総務大臣 林 芳正

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

(泡消火設備に関する基準)

第十八条 固定式の泡消火設備の泡放出口は、次に定めるところによらなければならぬ。

〔一 略〕

二 泡ヘッドは、令別表第一（十三）項口に掲げる防火対象物又は防火対象物の屋上部分で、回転翼航空機若しくは垂直離着陸航空機の発着の用に供されるものにあつてはフォーム・ウォータースプリングクラーヘッドを、道路の用に供される部分、自動車の修理若しくは整備の用に供される部分又は駐車の用に供される部分にあつてはフォームヘッドを、指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物又はその部分にあつてはフォーム・ウォーター・スプリンクラーヘッド又はフォームヘッドを、次に定めるところにより設けること。

〔イ・ロ 略〕

ハ フォームヘッドの放射量は、次の表の上欄及び中欄に掲げる防火対象物又はその部分の区分及び泡消火薬剤の種別に応じ、同表下欄に掲げる数量の割合で計算した量の泡水溶液を放射することができるよう設けること。ただし、駐車の用に供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものとして消防庁長官が定める性能を有するものについては、当該泡消火設備に設けるフォームヘッドの同表中欄に掲げる泡消火薬剤に係る放射量を、同表下欄に掲げる数量の割合で計算した量によらず、消防庁長官が定める数量の割合で計算した量を放射することができるよう設けることをもつて足りる。

〔表 略〕

〔二 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

改 正 前

(泡消火設備に関する基準)

第十八条 「同上」

〔一 同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ フォームヘッドの放射量は、次の表の上欄及び中欄に掲げる防火対象物又はその部分の区分及び泡消火薬剤の種別に応じ、同表下欄に掲げる数量の割合で計算した量の泡水溶液を放射することができるよう設けること。

〔表 同上〕

〔二 略〕

〔三 同上〕

〔二 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附
則

この省令は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十八条第一項第二号ハただし書の規定に基づき、駐車の用に供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものの性能等を次のとおり定める。

令和七年 月 日

消防庁長官 大沢 博

第一 趣旨

この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第十八条第一項第二号ハただし書の規定に基づき、駐車の用に供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものの性能及び放射する泡水溶液の数量の割合の基準を定めるものとする。

第二 駐車の用に供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものの性能

規則第十八条第一項第二号ハただし書の消防庁長官が定める性能は、次の第一号から第三号までに掲げる試験方法により第四号の基準に適合する性能とする。

一 フォームヘッド

別図第一に示すように配置し、取付け高さの上限の高さに設置すること。

二 泡放射

泡水溶液の濃度を下限濃度、放射圧力（別図第二に示す整流筒で測定した放射時における静圧をいう。）を最低圧力（設計圧力の下限値をいう。）とし、放射する泡水溶液の数量の割合を設計上の泡水溶液の床面積一平方メートル当たりの放射量の下限値（三・セリットル毎分以上に限る。第三において同じ。）とすること。

三 火災模型

別図第一に示すように配置した縦一・〇メートル、横二・〇メートル、深さ〇・二メートルの長方形の鋼板製燃焼火皿に水を六十リットル入れ、その上に自動車用ガソリン又はノルマルヘプタンを六十リットル入れた火災模型とすること。

四 消火

前号に示す模型に点火して予燃焼時間一分を経過した後、放射を開始して一分三十秒以内に消火すること。

第三 放射する泡水溶液の数量の割合

規則第十八条第一項第二号ハただし書の消防庁長官が定める数量の割合は、第二に定める試験方法により必要とされる消火性能を有することが確認された泡消火設備の設計上の泡水溶液の一平方

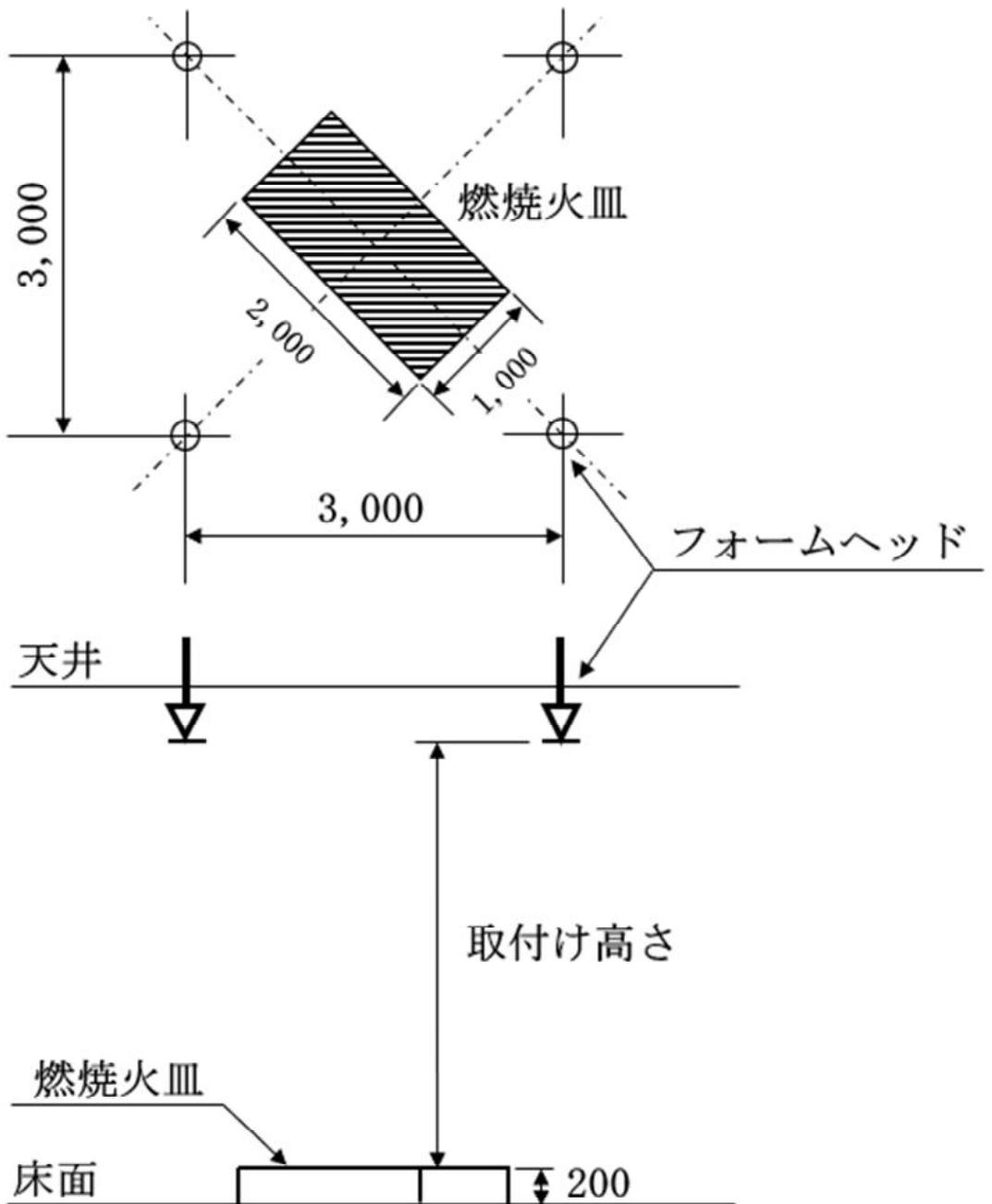
メートル当たりの放射量の下限値以上とすること（第二に定める試験方法により当該泡消火設備が必要とされる消火性能を有することを確認した試験において使用した泡水溶液と同一のものを放射する場合に限る。）。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

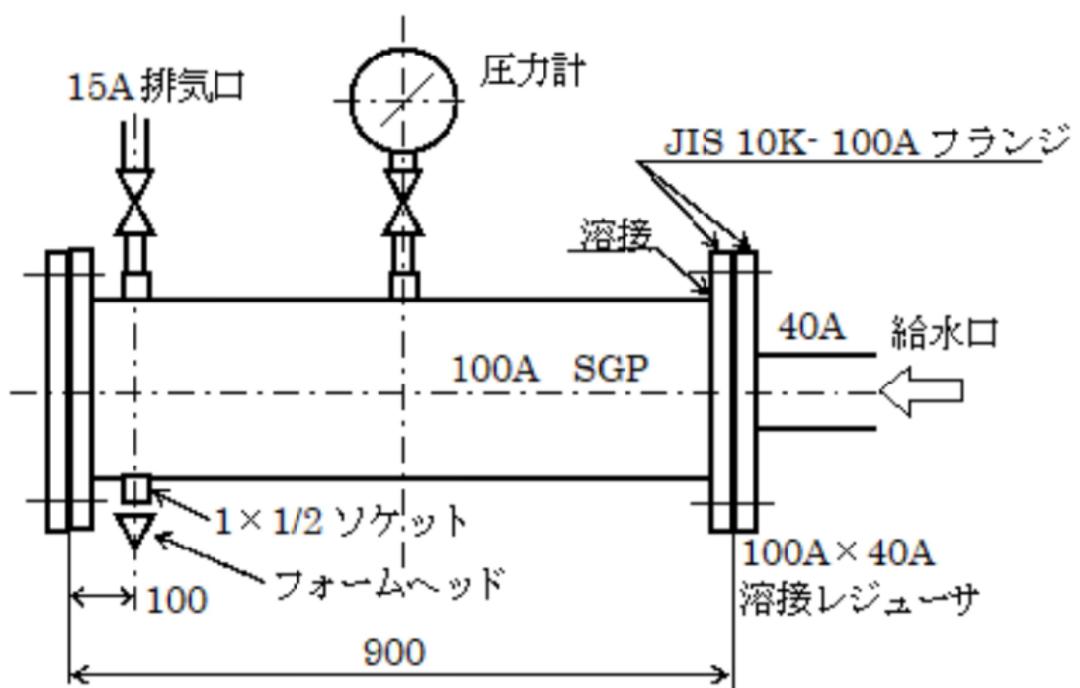
別図第一 消火試験（第二第一号及び第三号関係）

（単位
ミリメートル）



別図第二 整流筒（第二第二号関係）

（単位
ミリメートル）



○消防庁告示第 号

平成十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式）第二及び第四の規定に基づき、昭和五十年消防庁告示第十四号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式）の一部を次のように改正する。

令和七年 月 日

消防庁長官 大沢 博

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

名 由 悠	名 由 悠
<p>別表第 10 動力消防ポンプ設備の点検の基準</p> <p>1 機器点検 次の事項について確認すること。 〔(1)～(3) 略〕 〔(4) 内燃機関 〔ア～カ 略〕 キ 吸排気装置 変形、損傷等がなく、機能が正常であること。 〔(5) 電動機 ア (4)エ及びカに準じた事項に適合していること。 カ 動力伝達装置の機能が正常であること。 立 電動機駆動用蓄電池の充電の残量が指示計に表示されること。 〔(6) ポンプ 〔ア～エ 略〕 〔(7) 車台装置及び搬送装置（消防ポンプ自動車を除く。） 変形、損傷、継付部の緩み等がないこと。 〔(8) 積載器具 〔ア～オ 略〕 〔2 略〕</p>	<p>別表第 10 [同左]</p> <p>1 機器点検 〔[同左]〕 〔(1)～(3) 同左〕 〔(4) 内燃機関 〔ア～カ 同左〕 キ 蒸排気装置 〔[同左]〕 〔新設〕 〔(5) ポンプ 〔ア～エ 同左〕 〔(6) 車台装置及び搬送装置（消防ポンプ自動車を除く。） 〔[同左]〕 〔(7) 積載器具 〔ア～オ 同左〕 〔2 同左〕</p>

別記様式第5 泡消火設備(その4)

別記様式第5 [同左]

総合点検			
固定式の消火設備	起動性能等	加圧送水装置	
ボンブ方式	表示・警報等	表示・警報等	
電動機の運転電流等	A	電動機の運転電流等	
一斉開放弁	運転状況	運転状況	
低発泡を用いるもの	低発泡を用いるもの	低発泡を用いるもの	
高発泡を用いるもの	高発泡を用いるもの	高発泡を用いるもの	
減圧のための措置	減圧のための措置	減圧のための措置	
一分布等	一斉開放弁	一斉開放弁	
低発泡を用いるもの	低発泡を用いるもの	低発泡を用いるもの	
高発泡を用いるもの	高発泡を用いるもの	高発泡を用いるもの	
減圧のための措置	減圧のための措置	減圧のための措置	
ボンブ方式	加圧送水装置	加圧送水装置	
起動性能等	表示・警報等	表示・警報等	
電動機の運転電流等	A	電動機の運転電流等	
運転状況	運転状況	運転状況	
減圧のための措置	減圧のための措置	減圧のための措置	
発泡倍率等	発泡倍率等	発泡倍率等	
表示・警報等	表示・警報等	表示・警報等	
高架式水槽等	発泡倍率等	発泡倍率等	
減圧のための措置	減圧のための措置	減圧のための措置	
備考	備考	備考	
機器名	機器名	校正年月日	製造者名
測定機器			

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入

3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入

4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。

5 指定内容欄には、点検の際指摘した内容を記入する。

別記様式第10 動力消防ポンプ設備(その1)

動力消防ポンプ設備点検票			
名 称	防火 管理者		
所 在	立会者		
点検種別 機器・総合	点検年月日	年 月 日 ~ 年 月 日	社名 TEL
点検者 氏名	点 檢 者 所属会社	点 檢 者 住所	
点 檢 備 設 機 本 体 名 型 式 等	製造者名	製造者名	
点 檢 項 目	種別・容量等の内容 機 器	点 檢 結 果 判 定 不 良 内 容	措 置 内 容
周 围 の 状 況 等			
水 貯 水 槽 水 量	m ³		
水 源 給 水 装 置			
吸 管 投 入 口			
吸 管 投 入 口 本 体			
孔・採水口 採水口 開閉弁			
標			
燃 料	L		
潤 滑 油	L		
内 燃 機			
外 形			
蓄電池			
電 解 液			
端 子 電 压	V		
開 起 動 装 置			
動 力 伝 送 装 置			
電 治 球 ラ ジ エ ー ダ 等			
機 治 球 ラ ジ エ ー ダ 等			
吸 排 気 装 置			
電 動 機 駆 動 用 蓄 電 池			
本 体			
ボ 真 空 調 滑 制			
ボ ポンプ 自 動 停 止 スイ ッ チ			
ア 計 作 動 器			

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。

3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。

4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。

5 指置内容欄には、点検の際指置した内容を記入すること。

別記様式第10 [同左]

動力消防ポンプ設備点検票			
名 称	防火 管理者		
所 在	立会者		
点検種別 機器・総合	点検年月日	年 月 日 ~ 年 月 日	社名 TEL
点 檢 者 氏名	点 檢 者 所属会社	点 檢 者 住所	
点 檢 備 設 機 本 体 名 型 式 等	製造者名	製造者名	
点 檢 項 目	種別・容量等の内容 機 器	点 檢 結 果 判 定 不 良 内 容	措 置 内 容
周 围 の 状 況 等			
水 貯 水 槽 水 量	m ³		
水 源 給 水 装 置			
吸 管 投 入 口			
吸 管 投 入 口 本 体			
孔・採水口 採水口 開閉弁			
標			
燃 料	L		
潤 滑 油	L		
内 燃 機			
外 形			
蓄電池			
電 解 液			
端 子 電 压	V		
開 起 動 装 置			
動 力 伝 送 装 置			
電 治 球 ラ ジ エ ー ダ 等			
機 治 球 ラ ジ エ ー ダ 等			
吸 排 気 装 置			
電 動 機 駆 動 用 蓄 電 池			
本 体			
ボ 真 空 調 滑 制			
ボ ポンプ 自 動 停 止 スイ ッ チ			
ア 計 作 動 器			

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。

3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。

4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。

5 指置内容欄には、点検の際指置した内容を記入すること。

別記様式第36 特定駐車場用泡消火設備(その3)

別記様式第36 [同左]

減圧のための措置	減圧のための措置
管・管維手	管・管維手
支持金具・つり金具	支持金具・つり金具
バルブ・フ類	バルブ・フ類
ろ過装置	ろ過装置
配管等	配管等
逃し配管	逃し配管
流水検知装置(二次制配管)(予作動式のものに限る。)	流水検知装置(二次制配管)(予作動式のものに限る。)
末端試験弁	末端試験弁
混合装置試験弁	混合装置試験弁
標識	標識
消防薬剤貯蔵槽	消防薬剤貯蔵槽
消防火薬剤(型式番号)(泡第~号)	消防火薬剤(型式番号)(泡第~号)
圧力計	圧力計
バルブ・フ類	バルブ・フ類
外形	外形
泡消火薬剤混合装置	泡消火薬剤混合装置
消防火薬剤混合装置及び加圧送液装置	消防火薬剤混合装置及び加圧送液装置
加圧送液装置	加圧送液装置
外形	外形
開泡液管	開泡液管
感知障害	感知障害
鎖ヘッド等	鎖ヘッド等
放射障害	放射障害
未警戒部分	未警戒部分
ドード等	ドード等
適応性	適応性
外形	外形
開水槽放流型ドード等	開水槽放流型ドード等
放射障害	放射障害
未警戒部分	未警戒部分
外形	外形
感知障害	感知障害
未警戒部分	未警戒部分
適応性	適応性
一齊開放弁(電磁弁等を含む)	一齊開放弁(電磁弁等を含む)

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 種別、容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。

3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。

4 連続状況の欄は、該当事項に○印を付すこと。

5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

備考 表廿の「」の記載及び表像規定の「重複記入」した欄記述分を除く余地に亘った下欄は注記である。

減圧のための措置	減圧のための措置
管・管維手	管・管維手
支持金具・つり金具	支持金具・つり金具
バルブ・フ類	バルブ・フ類
ろ過装置	ろ過装置
配管等	配管等
逃し配管	逃し配管
流水検知装置(二次制配管)(予作動式のものに限る。)	流水検知装置(二次制配管)(予作動式のものに限る。)
末端試験弁	末端試験弁
混合装置試験弁	混合装置試験弁
標識	標識
消防薬剤貯蔵槽	消防薬剤貯蔵槽
消防火薬剤(型式番号)(泡第~号)	消防火薬剤(型式番号)(泡第~号)
圧力計	圧力計
バルブ・フ類	バルブ・フ類
外形	外形
泡消火薬剤混合装置	泡消火薬剤混合装置
消防火薬剤混合装置及び加圧送液装置	消防火薬剤混合装置及び加圧送液装置
加圧送液装置	加圧送液装置
外形	外形
開泡液管	開泡液管
感知障害	感知障害
鎖ヘッド等	鎖ヘッド等
放射障害	放射障害
未警戒部分	未警戒部分
ドード等	ドード等
適応性	適応性
外形	外形
開水槽放流型ドード等	開水槽放流型ドード等
放射障害	放射障害
未警戒部分	未警戒部分
外形	外形
感知障害	感知障害
未警戒部分	未警戒部分
適応性	適応性
一齊開放弁(電磁弁等を含む)	一齊開放弁(電磁弁等を含む)

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 種別、容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。

3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。

4 連続状況の欄は、該当事項に○印を付すこと。

5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の三第五項の規定に基づき、平成元年消防庁告示第四号（消防用設備等試験結果報告書の様式）の一部を次のように改正する。

令和七年 月 日

消防庁長官 大沢 博

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

名 由 悠

名 由 悠

別記様式第5 泡消火設備 ④

別記様式第5 「同左」

試験項目	種別・容量等の内容	結果
自動警報装置	音響警報装置	_____
火災表示装置	_____	_____
開口部の措置	_____	_____
防護区画の開口部 (高発泡に限る)	自動閉鎖装置を設けない、開口部	_____
開口部の構造	_____	_____
設置場所	_____	_____
貯蔵槽機器	消火剤の適合性 貯蔵量 圧力計の指示	L MPa
混合装置	混合方式	_____
泡消火薬剤	種別 (型式番号)	たん白・合成界面活性剤・水成膜 (泡第1号～号)
性 能	希釈容量濃度	%
耐震措置	階	_____
試験	泡消火栓の設置個数	_____
泡消火栓	設置場所	_____
周囲の状況・操作性	_____	_____
開閉弁設置高さ	床面からの高さ	m
ホース接続口	_____	_____
周囲の状況	_____	_____
設置状況	_____	_____
泡消火栓等	泡消火栓箱の材質等	_____
表示	表示灯	_____
表示	表示灯	_____
ホース	(結合金具を含む)	_____
ホース・ズル	ホース接続口 ノズル	_____
結合状態	_____	_____
取納状態	_____	_____

試験項目	種別・容量等の内容	結果
泡消火栓	泡消火栓の設置個数	_____
泡消火栓	設置場所	_____
周囲の状況・操作性	_____	_____
開閉弁設置高さ	床面からの高さ	m
ホース接続口	_____	_____
周囲の状況	_____	_____
設置状況	_____	_____
泡消火栓等	泡消火栓箱の材質等	_____
表示	表示灯	_____
表示	表示灯	_____
ホース	(結合金具を含む)	_____
ホース・ズル	ホース接続口 ノズル	_____
結合状態	_____	_____
取納状態	_____	_____

別記様式第38 特定駐車場用泡消火設備

別記様式第38 [同左]

試験項目		種別・容量等の内容		結果
自動警報装置		音警報装置		—
滅 火 表 示 装 置		—		
外	内	有	・	無
泡	泡消火薬剤貯蔵槽	泡消火薬剤の適正		
消	貯 藏 量	量	L	
火	圧 力 計 の 指 示	示	MPa	
薬	設 置 場 所	所	—	
剤	泡消火薬剤混合装置	混合方法	—	
貯	構 造 • 性 能	構造	—	
藏	種 別	別		
槽	泡消火薬剤性 能	能	希臘容量濃度	%
等	混合装置試験分	試	—	
	耐 震 措 置	置	—	
試	設 置 場 所	所	—	
驗	周 围 の 状 態 • 操 作 性	状況	—	
制	設 置 状 態	況	—	
御	構 造 • 性 能	構造	—	
盤	操 作 部	部	—	
制	予 備 品 等	品等	—	

備考　表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四十四条の二第二項第二号及び別記様式第九号備考三の規定に基づき、平成二十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則第四十四条の二第二項第二号及び別記様式第九号備考三の規定に基づく自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項）の一部を次のように改正する。

令和七年 月 日

消防庁長官 大沢 博

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のよう改める。

改正後

改正前

適合確認書					
自主表示対象機器器等の種類			動力消防ポンプ		
型式	ポンプの種別	ポンプの級別	ポンプの型式	ポンプの型式	ポンプの型式
主な仕様	吸水口	排水口	ポンプ	ポンプ	ポンプ
	最大使用圧力	最大使用圧力	定格回転速度	定格回転速度	定格回転速度
	○○mm以下	○○mm	rpm	rpm	rpm
	○○分以内	○○分	○○分	○○分	○○分
	○○m/min以上	○○m/min	○○m/min	○○m/min	○○m/min
機器試験結果	試験項目	試験結果	規格範囲	規格範囲	規格範囲
関係条文			規定値	測定値	良否
第3条	構造	構造			
第4条	材料	材料			
第6条	吸水口	吸水口			
第7条	表示	ポンプの構造			
第8条、第12条又は第6条	ポンプ	排水時間	規格範囲	規格範囲	規格範囲
第9条、第13条又は第17条	機関	吸込装置	規格範囲	規格範囲	規格範囲
第10条、第15条又は第19条	装置	給油装置	規格範囲	規格範囲	規格範囲
第11条、第15条又は第19条	配管の色分け	その他装置	規格範囲	規格範囲	規格範囲
第21条又は第31条	排水装置	排水装置	規格値(K/○MPa)	○○○/min以上	○○○/min
第22条又は第32条	排水性能	排水性能	○○○/min以上	○○○/min	○○○/min
第23条、又は第33条	連続耐水試験	耐水試験	耐水性能	○○○/min以上	○○○/min
第24条	耐水試験	耐水試験	耐水性能	○○○/min以上	○○○/min
第25条又は第34条	真空ポンプ	真空ポンプ	○○○/min以内	○○○/min	○○○/min
第26条	真空ポンプ	真空ポンプ	○○○/min以内	○○○/min	○○○/min
第27条	エセクタの機器試験	エセクタの機器試験	○○○/min以内	○○○/min	○○○/min
第28条	機関の低温始動試験	機関の低温始動試験	○○○/min以内	○○○/min	○○○/min
第29条又は第35条	機関の力ハブ	機関の力ハブ	○○○/min以内	○○○/min	○○○/min
第30条	耐水試験	耐水試験	耐水試験	○○○/min以内	○○○/min
備考	注1:試験結果欄中「○」は、該当しない試験項目であることを示す。該当する技術上の規格の通知日及び通知番号				
	注2:試験結果欄中「×」は、測定が多段ある又は規定値に係る実定を行わない試験項目であることを示す。				
	確認試験の結果は、動力消防ポンプの技術上の規格に適合しています。				
届出者	確認試験責任者 担当部署 氏名				

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。

監証試験責任者 担当部署名
氏名

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。

惟誠誠實任者 沈昌齡著

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

規制の事前評価書

法 令 案 の 名 称 : 消防法施行規則の一部を改正する省令案等

規 制 の 名 称 : 駐車の用に供される部分に設ける泡消火設備の放射量の基準の緩和

規 制 の 区 分 : 新設 拡充 緩和 廃止

担 当 部 局 : 総務省消防庁予防課

評 価 実 施 時 期 : 令和7年12月

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

＜法令案の要旨＞

- 駐車の用に供される部分（以下「駐車場」という。）に設ける泡消火設備について、火災を初期に抑制することができるものとして、消防庁長官が告示で定める性能を有するものにあっては、消防庁長官が告示で定める放射量とすることができる規定を追加する。

＜規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因＞

- 泡消火設備に用いられている一部の泡消火薬剤には、油火災に対する消火性能を高めるため、有機フッ素化合物のうち PFAS を含有するものが用いられてきたところであるが、今般、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）において、PFAS のうち、PFOS 等を第一種特定化学物質に指定し、製造及び輸入を原則禁止にする等の規制が課されている。
- PFOS 等を含有する泡消火薬剤については、新たに製造することが禁止されているが、規制前に製造され、すでに建物内に設置されている泡消火薬剤については、そのまま相当量が残置されており、PFOS 等を含有する泡消火薬剤（水成膜泡消火薬剤）を PFOS 等を含有しない泡消火薬剤（合成界面活性剤泡消火薬剤等）に切り替えようとした場合、放射量を増加させるために泡消火設備（ポンプ等）の大規模な改修が必要となるため切り替えが進んでいないのが現状である。

＜必要となる規制緩和・廃止の内容＞

- PFOS 等を含有する泡消火薬剤を火災時等に使用（泡消火薬剤を放出）すること自体は規制されていないが、環境への排出抑制の観点から、PFOS 等を含有する泡消火薬剤の主な設置先となっている駐車場について、必要な消火性能を確保しつつ、PFOS 等を含有しない他の泡消火薬剤への切り替えに係る負担をなるべく小さくできるよう基準の緩和を行う。
- 具体的には、必要な消火性能を確保するため、新たに告示で消火試験について定め、当該試験の基準を満足する場合には、泡消火薬剤の種別にかかわらず、現行法令上、最も放射量が少ない PFOS 等を含有する泡消火薬剤の放射量と同等以上の放射量で設置することを可能とする。

※ 現行法令上の基準は、PFOS 等を含有する泡消火薬剤の放射量は $3.7\text{L}/\text{min} \cdot \text{m}^2$ 以上であり、PFOS 等を含有しない泡消火薬剤の放射量は $6.5\text{L}/\text{min} \cdot \text{m}^2$ 以上又は $8.0\text{L}/\text{min} \cdot \text{m}^2$ 以上である。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- PFOS等を含有する泡消火薬剤を、PFOS等を含有しない他の泡消火薬剤に切り替える場合、泡消火薬剤の交換のみであれば、その費用は駐車場1施設当たり500万円程度（泡消火薬剤の交換費用及び元の泡消火薬剤の処分費等）であり、大規模な改修工事を行う場合の1億円程度（泡消火薬剤の交換費用に加え、配管や加圧送水装置の取替え費用、新たな水源水槽の設置費用など）に比べ、費用面での負担が大きく抑えられるとともに、PFOS等を含有しない他の泡消火薬剤への切り替えが進み、難分解性や高蓄積性があるPFOS等の環境への排出抑制につながり、環境規制への取組にも寄与することができる。
- 事後評価の際には、PFOS等を含有しない他の泡消火薬剤への切り替え状況を把握した上で検証を行う。

3 負担の把握

【緩和・廃止】

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担＞

- 新たに告示で定める消火試験によって安全性を確認することから、今回の規制緩和により顕在化する負担は見込まれない。なお、当該消火試験の実施1回当たり50万円程度、第三者機関による評価1件当たり30万円程度の負担が生じると想定される。

＜行政費用＞

- 国から消防機関等の関係行政機関に対する制度改正の周知・徹底、消防機関等の関係行政機関から設置事業者等に対する制度改正の周知・啓発を行う必要があるが、既存の会議や通知を通じて行うため、費用は限定的である。

＜その他の負担＞

- なし

4 利害関係者からの意見聴取

【緩和・廃止】

■意見聴取した 意見聴取しなかった

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

- PFOS等を含有する泡消火薬剤については、今後も環境規制の対象として規制が拡大されていくことが想定されているため、なるべく負担が少なくPFOS等を含有しない泡消火薬剤に切り替えることができるよう基準を緩和することが適当であると考えられる。

- ・ 駐車場に設ける泡消火設備に求められる必要な消火性能について、放射量は PFOS 等を含有する泡消火薬剤と同量以上とすることが適当であると考えられる。
- ・ 将来的には環境規制の観点から、泡消火設備ではなく水を消火材とするスプリンクラー設備等の水系消火設備を駐車場に設置することができるよう検討することができるよう検討することが適当であると考えられる。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会（第1回（令和6年7月9日）、第2回（令和6年12月24日）、第3回（令和7年2月17日））

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-160.html

5 事後評価の実施時期

【緩和・廃止】

- ・ 施行後おおむね5年以内に事後評価を実施予定。